C_{26} ＝ 0.026	C_{26} ＝ 0.026
C_{27} ＝ 0.025	C_{27} ＝ 0.025
C_{28} ＝ 0.0243	C_{28} ＝ 0.0244
C_{29} ＝ 0.0244	C_{29} ＝ 0.0244
C_{30} ＝ 0.02456	C_{30} ＝ 0.01948
$C_{令元}$＝ 0.01922	$C_{令元}$＝ 0.01925
$C_{令2}$＝ 0.01936	$C_{令2}$＝ 0.00096
$C_{令3}$＝ 0.00130	$C_{令3}$＝ 0.00130
$C_{令4}$＝ 0.00311	$C_{令4}$＝ 0.00311
$C_{令5}$＝ 0.00428	
D_n　鉄道施設の整備に要する経費について地方税法附則第15条に規定する特定鉄道事業者に対し補助する財源又は同条に規定する特定鉄道事業の用に供する鉄道施設の整備に要する経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額（旅客分に限る。）に相当する額	D_n　鉄道施設の整備に要する経費について地方税法附則第15条に規定する特定鉄道事業者に対し補助する財源又は同条に規定する特定鉄道事業の用に供する鉄道施設の整備に要する経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額（旅客分に限る。）に相当する額
E_{15} ＝ 0.018	E_{15} ＝ 0.018
E_{16} ＝ 0.018	E_{16} ＝ 0.018
E_{17} ＝ 0.016	E_{17} ＝ 0.016
E_{18} ＝ 0.016	E_{18} ＝ 0.016
E_{19} ＝ 0.016	E_{19} ＝ 0.016
E_{20} ＝ 0.01580	E_{20} ＝ 0.01584
E_{21} ＝ 0.01679	E_{21} ＝ 0.01681
E_{22} ＝ 0.01682	E_{22} ＝ 0.01684
E_{23} ＝ 0.01689	E_{23} ＝ 0.01692
E_{24} ＝ 0.01719	E_{24} ＝ 0.01727
E_{25} ＝ 0.01762	E_{25} ＝ 0.018
E_{26} ＝ 0.017	E_{26} ＝ 0.017
E_{27} ＝ 0.016	E_{27} ＝ 0.017
E_{28} ＝ 0.0162	E_{28} ＝ 0.0163
E_{29} ＝ 0.0163	E_{29} ＝ 0.0163
E_{30} ＝ 0.01637	E_{30} ＝ 0.01299
$E_{令元}$＝ 0.01282	$E_{令元}$＝ 0.01283
$E_{令2}$＝ 0.01291	$E_{令2}$＝ 0.00064
$E_{令3}$＝ 0.00086	$E_{令3}$＝ 0.00086
$E_{令4}$＝ 0.00207	$E_{令4}$＝ 0.00207